

作業環境測定のための

労

働

衛

生

関

係

法

令

2025

序

労働者の健康確保を的確に行うためには、化学物質、粉じん等の健康に有害な因子が作業環境中にどの程度存在し、作業者がこれらの有害な因子にどの程度さらされているかを正しく把握することが基本となります。その結果を踏まえ、必要な場合には作業環境の改善対策を講じて、作業者の有害な因子へのばく露を許容できる程度以下に下げることが必要となります。

労働安全衛生法第65条の2では、「事業者は……作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、……施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない」とされ、作業環境測定およびその結果の評価は、事業場における労働安全衛生マネジメントの中核的なプロセスを構成しています。

平成18年に労働安全衛生法が改正され、事業者による危険性または有害性の調査の努力義務が導入され、広く職場で使用される化学物質がリスク管理の対象となりました。これによって、事業者による自律的なリスク管理の観点からは、作業環境測定についても、化学物質のリスク評価の手法として、その対象が法令による測定義務のある物質およびこれまで通達により作業環境測定の実施が推奨されていた物質の範囲を超えて、広く有害性のある化学物質全般に拡大したことになります。

このような状況の中で、作業環境測定の本質的部分を担う作業環境測定士の役割への期待はさらに拡大しており、その役割を適切に果たしていくためには、測定に係る技術的・専門的な研鑽に加えて、関連する労働安全衛生法令についての正しい知識を身につけ、日々の活動の中でこれを適用できることも重要となっています。

このような観点から、公益社団法人日本作業環境測定協会は、作業環境測定士が関連する労働安全衛生法令についての正しい知識を効率的に身につけ

ることができるよう、膨大な労働安全衛生関係法令から、作業環境測定士に関連のある内容をまとめた『作業環境測定 関係法令』を昭和 59 年に初版刊行し、以来広く利用されてまいりました。また、本書は、作業環境測定士試験を受験しようとする方々の参考書としても、広く利用していただいております。

このたび、最近の法令改正の動きを踏まえて最新の内容を盛り込んで『作業環境測定のための労働安全衛生関係法令 2025』として新たに刊行することといたしました。本書が、作業環境測定士および作業環境測定士試験を受験しようとする方々はじめ、広く事業場の安全衛生を担当される方々に広く利用され、よりよい作業環境の実現に役立つことを願うものです。

2025 年 3 月

(公社)日本作業環境測定協会

目 次

序	1
はじめに	5
第 1 部 労働安全衛生関係法令のポイント	
1. 労働安全衛生法のポイント	15
2. 労働安全衛生法における作業環境測定制度の枠組み	27
3. 作業環境測定基準	32
4. 作業環境測定結果の評価	35
5. 労働安全衛生法に基づく諸規則（省令）のポイント	38
6. 作業環境測定法	58
7. じん肺法	63
第 2 部 労働安全衛生法	
1. 労働安全衛生法制定の趣旨等	67
2. 労働安全衛生法の労働衛生関係主要条項	69
作業環境測定基準	141
作業環境評価基準	184
第 3 部 労働安全衛生法関係厚生労働省令	
1. 労働安全衛生規則（衛生基準のみ）	233
2. 粉じん障害防止規則	249
3. 石綿障害予防規則	266
4. 電離放射線障害防止規則	290
5. 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を 除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則	314
6. 特定化学物質障害予防規則	324

7. 鉛中毒予防規則	364
8. 四アルキル鉛中毒予防規則	385
9. 有機溶剤中毒予防規則	388
10. 高気圧作業安全衛生規則	408
11. 酸素欠乏症等防止規則	411
12. 事務所衛生基準規則	418
13. 機械等検定規則，防じんマスク・防毒マスク・電動ファン付き 呼吸用保護具の規格	425

第4部 作業環境測定法

1. 作業環境測定法制定の趣旨などについて	439
2. 作業環境測定法の主要条項	441

第5部 じん肺法

じん肺法	481
------	-----

付 録

1. 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針	501
2. 危険性又は有害性等の調査等に関する指針	505
3. 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針	510

さくいん	520
------	-----

はじめに

—労働安全衛生関係法令とは—

0.1 法令の概要

労働安全衛生関係法令は、労働者の安全と健康の確保のために、国、事業者、労働者などの関係者がそれぞれ行うべきこと、必要な制度の確立などについて扱う法令体系であり、厚生労働省が所管している分野です。

労働者の安全と健康の確保の第一義的な責務は、労働者を使用する事業者にあるということが基本理念となっており、そのため、法令の内容の中心は「事業者は、……しなければならない。」という条文に代表される、事業者が行うべきさまざまな措置義務について定めるものとなっています。

労働者についての義務規定は少なく、事業者が法令に基づいて実施する措置に協力すべきこと（例えば、保護具を支給されたら、それを使うこと）が中心です。

このほか、免許試験、技能講習、作業環境測定、検査検定など、事業者が自ら行うことは難しいこと、適切ではないことなどについて、これら安全衛生サービスを適切に実施させるための規定などについても、かなりの条項が存在します。

法令の体系は、「法律」—「政令」—「省令」（内閣府が定めるものは「府令」）—「告示」で構成され、このほかに、法令を実施していくうえで行政の所管部局（労働安全衛生関係法令については、厚生労働省労働基準局ないしは安全衛生部）の長から都道府県の出先機関の長である労働局長に出される指示文書を「通達」といい、法令ではありませんが、法令の条文の行政による解釈などがわかるので参考にされています（文書は、「平成*年*月*日 基発第*号」という番号のもとに、文書名がつきます。当協会の会員専用ウェブサイト、中央労働災害防止協会安全衛生情報センターのウェブサイトなどで検索ができます）。

「法律」は国会の議決により成立します。法律には、国民（事業者、労働者が当然含まれます）の権利や義務に関する基本的な骨格を定め、それに従って詳細は順次「政令」「省令」に降ろされます（委任といいます）。

「政令」は、法律の定めに従って内閣の閣議により議決して制定し（すなわち、所管省のみが勝手には決められない）、「省令」は、所管省の大臣の決裁により成立します。「省令」は、「規則」とも呼びます。「告示」は、省令同様、所管大臣の決裁により出すことができ、「作業環境測定基準」「作業環境測定評価基準」など、法令に基づいてある項目についてまとめた内容を出すときに使います。

労働安全衛生関係法令は、最も基本的かつ包括的な法律である「労働安全衛生法」を中核として、次のような体系となっています（安全関係を除く）。

法令は、官報に掲載された時点が公布日となりますが、公布即実施（施行）となるものと、一定期間をおいて施行されるものがあり（同じ法令でも、ある条文は公布日から施行され、他の条文はそうでない場合も多い）、公布日と施行日は6ヵ月、1年などの差があることが多くなっています。これは、多くは、その条文に従うために事業者等において準備に時間がかかることを考慮したものです。

なお、本書に掲載した法令は、令和7年1月31日現在のものとしております。

0.2 労働安全衛生法令の体系

労働安全衛生関係法令は、安全衛生に関する基本的かつ包括的な法律である「労働安全衛生法」を中核として、次のような体系となっています（安全関係を除く）。

<1>労働安全衛生法（昭和47年）および同法に基づく政令、厚生労働省令または厚生労働省告示の概要

1) 労働安全衛生法制定の趣旨

職場における、または仕事に関する労働者の健康と安全を確保するために、

法	政令	省令	告示
・労働安全衛生法 (昭和 47 年)	・労働安全衛生法施行令	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生規則 ・粉じん障害防止規則 ・石棉障害予防規則 ・電離放射線障害防止規則 ・東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則 ・特定化学物質障害予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・高気圧作業安全衛生規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・事務所衛生基準規則 ・機械等検定規則 	<ul style="list-style-type: none"> 〈作業環境測定関係〉 ・作業環境測定基準 (昭和 51 年) ・作業環境評価基準 (昭和 63 年) 〈構造規格関係〉 ・防じんマスクの規格 ・防毒マスクの規格 など
・作業環境測定法	・作業環境測定法施行令	・作業環境測定法施行規則	<ul style="list-style-type: none"> ・作業環境測定士規程 ・作業環境測定機関となるために必要な厚生労働大臣の定める基準 など
・じん肺法		・じん肺法施行規則	

事業者等関係者の責任体制を明確にし、各関係者が実施すべき事項等を定めたもの。

この法律の制定以前は、安全衛生は労働基準法に依っていたが、工法の複雑化、事業規模の拡大、重層請負など事業実施体制の実情、化学物質等新たな原材料の導入等に効果的に対応するために、労働安全衛生分野のみについて総合的な法律が必要になったことにより新たに制定された。

- ① 「事業者」が主要な義務者
- ② 「注文者」「設計者」「製造者」「輸入者」等、事業者以外にも義務また

は努力義務

- ③ 「事業場」が安全衛生管理の基本（cf. 「作業場所」「屋内作業場」）
- ④ 「鉱山における保安」「船員法の適用を受ける船員」「非現業の国家公務員」などについては適用がない。

2) 法律の構成

- ・総則（目的、定義、事業者の責務）」
- ・労働災害防止計画（厚生労働大臣による5か年計画の策定）
- ・安全衛生管理体制（事業場における安全衛生の推進のための体制）
- ・事業者等の行うべき危害防止措置（事業場に存在する、または仕事に伴うさまざまなリスクに対応するための事業者等の措置義務について規定。具体的措置は省令に委任している）
- ・機械、危険物、有害物の流通規制を含む規制（ボイラ・クレーン・プレス機械などの危険機械の検査・検定・定期自主検査等、危険有害化学物質の表示・SDSの提供・製造禁止・製造許可その他の規制）
- ・安全衛生教育、作業環境測定、作業管理、健康管理（健康診断等）
- ・健康増進、快適職場の形成
- ・免許、指定試験機関、登録教習機関
- ・安全衛生改善計画等と労働安全・衛生コンサルタント
- ・監督等

3) 政 令

- ・労働安全衛生法施行令（政令（昭和47年））
労働安全衛生法が規定する事業者の種々の義務のかかる範囲（業種、規模、作業の種別、機械・化学物質等の種類等）などについて定めている。

4) 省 令

- ・労働安全衛生規則（以下「規則」はいずれも厚生労働省令。（昭和47年））
労働安全衛生法および労働安全衛生法施行令に基づき（以下同様）、同法、同施行令から省令に委任された事項その他同法を施行するために必要な事項を定めている。
- ・粉じん障害防止規則（昭和54年）
労働者が粉じんにさらされることによりじん肺その他の健康障害を起こすことを予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。

- ・石綿障害予防規則（平成 17 年）
石綿（アスベスト）を吸引することによる肺がん、中皮腫等を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・電離放射線障害防止規則（昭和 47 年）
放射線業務において、エックス線、ガンマ線、アルファ線等の電離放射線にばく露（外部被ばく、内部被ばく）することによる労働者の健康障害を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年）
東日本大震災に伴う原子力発電所事故の復旧・復興作業などに際し汚染土壌等の取扱作業等を行う労働者の健康障害を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年）
化学物質による発がん、神経障害、皮膚炎等の健康障害を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・鉛中毒予防規則（昭和 47 年）
鉛およびその化合物の蒸気または粉じんを発生する業務において、これらを作業者が吸入すること等による鉛中毒を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年）
四アルキル鉛および加鉛ガソリン（四アルキル鉛等）による中毒を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年）
溶剤等として製造したり、使用する過程で有機溶剤を吸入することによる中毒の防止等のために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年）
高圧室内業務および潜水業務において大気圧を超える圧力下の作業による減圧症、有害ガス等による爆発または健康障害等の防止のために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年）
酸素欠乏危険場所における作業等による酸素欠乏症または硫化水素中毒の予防のために、事業者が取るべき措置等を定めている。

- ・事務所衛生基準規則（昭和 47 年）

事務所における換気，温湿度管理，二酸化炭素等の濃度管理，清潔，休養等について事業者が行うべき措置等を定め，事務所における衛生水準の確保を目的とする。

5) 厚生労働省告示

[作業環境測定関係]

- ・作業環境測定基準（昭和 51 年）
- ・作業環境評価基準（昭和 63 年）

[構造規格関係]

- ・防じんマスクの規格
- ・防毒マスクの規格
- ・電動ファン付き呼吸用保護具
- ・再圧室構造規格
- ・潜水器構造規格
- ・エックス線装置構造規格
- ・ガンマ線照射装置構造規格
- ・チェンソーの規格

その他，告示は多数出ている。

<2>作業環境測定法（昭和 50 年）および同法に基づく政令または厚生労働省令

1) 作業環境測定法

労働安全衛生法に定める作業環境測定の適切な実施等のため，「作業環境測定士」「作業環境測定機関」「指定作業場」を定義するとともに，これらの業務や義務等を定めたもの。

2) 作業環境測定法施行令

4 条のみからなり，「指定作業場」「手数料」などを定めている。

3) 作業環境測定法施行規則

作業環境測定法の中で，省令に委任された事項および作業環境測定法の実施に必要な措置を定めている。

<3>じん肺法（昭和 35 年）および同法に基づく厚生労働省令

「じん肺」とは、土石、岩石、鉱物等の粉じんを吸入することにより肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をいう。不可逆的で治癒は困難。

じん肺法の趣旨は、じん肺に関して適切な予防および健康管理その他必要な措置を講ずることにより労働者の健康と福祉を図ることであり、「常時粉じん作業」従事者を「管理区分 1～4」の分類および「合併症」罹患の有無に応じて健康管理を行う。

具体的には、「じん肺」「合併症」「粉じん作業」などの定義、じん肺健康診断の実施内容の基本項目、エックス線写真の像による型（第 1 型～第 4 型）区分およびじん肺健康診断の結果による「じん肺管理区分」（管理 1～管理 4）、健康診断の種類・実施手順、じん肺管理区分の決定手続き、健診結果に基づく措置、「じん肺診査医」「粉じん対策指導委員」の設置等を定めている。

じん肺健康診断では、他の健康診断と異なり、有所見者については都道府県労働局長が事業者等からエックス線写真および必要書類の提出を受けて「地方じん肺診査医」の診断または審査に基づき「じん肺管理区分」を決定し、事業者は、その結果に従い、関係労働者の健康管理を行う。

「管理 4」と診断された者および「合併症」に罹患している者は、療養を要する。

・じん肺法施行規則

具体的な「粉じん作業」の範囲、健康診断の細目、じん肺管理区分の決定手続きの細目など、省令に委任された事項その他のじん肺法の実施に必要な措置を定めている。

※ じん肺法およびじん肺法施行規則は、じん肺の予防のための作業環境管理、作業管理等に係る条文がなく、健康管理を中心とした法令となっている。

じん肺の予防措置については、昭和 54 年に粉じん障害防止規則として制定された。

さ く い ん

【A-Z】

A 測定 33, 147, 184
B 測定 33, 147, 185
C 測定 33, 195
D 測定 33, 195
GHS→化学品の分類及び表示
に関する世界調和システ
ム
ISO 45001 107
JIS Q 45100 107
SDS→安全データシート
OSHMS→労働安全衛生マネ
ジメントシステム
PDCA サイクル 107

【あ】

空容器的処理（有機則）
407
安全衛生委員会 101
安全衛生改善計画 219
安全衛生管理体制 71
安全衛生教育 131
安全衛生診断 219
安全衛生推進者等 78
安全管理者 74
安全管理者等に対する教育等
101
安全データシート（SDS：
Safety Data Sheet）
121, 122

【い】

石綿含有成形品の除去および
石綿含有仕上げ塗材の電
動工具による除去に係る
措置 273
石綿作業主任者技能講習
288
石綿作業主任者の職務
279

石綿作業主任者の選任
279
石綿障害予防規則 44,
266
石綿等が吹き付けられた建築
物等における業務に係る
措置 275
石綿等の使用の状況の通知
274
石綿等の製造等に係る基準
（石綿則） 287
石綿等の切断等の作業等に係
る措置 276
石綿等を取り扱う業務等に係
る措置 269
石綿等を取り扱う業務に係る
その他の措置 276
石綿の濃度の測定 169
石綿分析用試料等に係る措置
287
石綿分析用試料等の製造許可
手続き及び許可の基準
288
石綿を含有するおそれのある
製品の輸入時の措置
287
石綿を含有する製品に係る報
告 289
1,3-ブタジエン等に係る措置
356
1,3-プロパンスルホン等に係
る措置 358
一般的防止措置（酸欠則）
414
インジウム化合物等に係る措
置 351

【え】

衛生委員会 98
衛生管理者 74
衛生推進者・（安全）衛生推進

者 78
疫学的調査等 229
液体捕集方法 141
エチレンオキシド等に係る措
置 351
エックス線作業主任者、ガン
マ線透過写真撮影作業主
任者 308
エックス線作業主任者の選任
および職務 308
エックス線写真等の提出命令
（じん肺法） 494
エックス線写真の像 487
絵付けに係る設備 374
塩素化ビフェニル等に係る措
置 350

【お】

オーラミン等 328
屋内作業場の周壁が開放され
ている場合の適用除外
395
汚染の防止（除染電離則）
321
汚染の防止（電離則） 303
温湿度調節 245
温度および湿度 245

【か】

海外派遣労働者の健康診断
203
改善指示制度 236
解体等の業務に係る措置（石
綿則） 269
快適な職場環境の形成のため
の指針の公表等 216
快適な職場環境の形成のため
の措置 215
外部放射線の防護 299
加鉛ガソリン 385
化学品の分類及び表示に関す

る世界調和システム
(GHS: Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) 118,
121, 122
化学物質 69
化学物質, 化学物質を含有する製剤その他の物を製造し, または取り扱う設備等についての改造等の作業に係る仕事の注文者の講ずべき措置 108
化学物質管理者 235
化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針 106, 126, 510
化学物質の有害性の調査 128
加工施設等における作業規程 305
過重労働 209
ガス等の発散の抑制等 233
型式検定 111
型式検定を受けるべき機械等 112
型式検定を受けるべき防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 113
型式検定を受けるべき防毒マスク 113
合併症 482
加熱された炉の修理 245
簡易測定機器 443
含鉛塗料等の製造に係る設備 373
換気 243
換気(酸欠則) 414
換気装置の稼働(有機則) 398
換気装置の構造, 性能等(鉛則) 376
換気装置の性能等(有機則) 397
がん原性 130

監視人等(酸欠則) 416
間接撮影時の措置 299
乾燥設備(鉛則) 374
監督等 222
ガンマ線照射装置 109
ガンマ線透過写真撮影作業主任者の選任および職務 308
管理(石綿則) 279
管理(特化則) 342
管理(鉛則) 377
管理(粉じん則) 260
管理(有機則) 399
管理が良好な事業場の適用除外(特化則) 331
管理が良好な事業場の適用除外(鉛則) 368
管理が良好な事業場の適用除外(粉じん則) 253
管理が良好な事業場の適用除外(有機則) 394
管理区域, 線量の限度・測定 295
管理区域の明示等 295
管理区分 184, 193
管理第二類物質 329
管理濃度 185, 186

【き】

気温, 湿度等の測定 149
機械等検定規則 425
機械等並びに危険物及び有害物に関する規制 109
機械等に関する規制 109
機械等の改善命令 111
機械等の種類 224
規格に適合した機械等の使用 111
規格を具備すべき防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 111
規格を具備すべき防毒マスク 110
危険性又は有害性等の調査 107
危険性又は有害性等の調査等

に関する指針 106, 505
危険の防止 102
危険物及び有害物に関する規制 114
危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針 132
気こう室 410
技術上の指針等の公表等 105
気積 243
気積および換気 243
既存化学物質 130
喫煙等の禁止 304, 322
技能講習 218
救急用具 248
救急用具(事務所則) 424
休憩室等(石綿則) 281
休憩室・洗浄設備・喫煙等の禁止・掲示・作業の記録(特化則) 348
休憩設備(粉じん則) 260
給湿 245
救出時の空気呼吸器等の使用(酸欠則) 416
給食従業員の検便 204
急迫した危険からの退避 104
休養 245
休養(事務所則) 424
業務規程(作業環境測定法) 468
業務の休廃止等の届出 470
局所排気装置およびブッシュプル型換気装置の定期自主検査(有機則) 400
局所排気装置等の稼働(特化則) 338
局所排気装置等の稼働(石綿則) 278
局所排気装置等の管理(粉じん則) 260

局所排気装置等の性能（鉛則）
377
局所排気装置等の設置が困難な場合における設備の特例（有機則） 395
局所排気装置等の定期自主検査（鉛則） 378
局所排気装置等の特例（鉛則）
375
局所排気装置等の要件（石綿則） 277
局所排気装置等の要件等（粉じん則） 258
局所排気装置の稼働の特例（有機則） 399
局所排気装置の性能（有機則）
397
局所排気装置のダクト（鉛則）
376
局所排気装置のフード等（有機則） 397
局所排気装置の要件（特化則）
337
局所排気装置または排気筒のフード（鉛則） 376
記録の作成および保存等（じん肺法） 495
緊急作業における被ばく限度
296
緊急診断（特化則） 361
緊急診断（有機則） 405
緊急措置（電離則） 307
禁止物質の製造等に係る基準等（特化則） 362
金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 363
金属アーク溶接等作業に係る措置 360

【く】
空气中の放射性物質の濃度
303
国の援助等 131
グラスファイバー用紙 444
燻蒸作業に係る措置 354

【け】

計画の届出（等） 222
計画の届出をすべき機械等
223
計画の届出をすべき業種
223
揭示（石綿則） 281
揭示（粉じん則） 260
揭示（有機則） 400
警報装置等（電離則） 301
欠格条項（作業環境測定士）
449
研究開発の推進等 229
健康管理 197
健康管理（じん肺法） 61、
488
健康管理（鉛則） 382
健康管理手帳 211
健康管理のための措置（じん肺法） 495
健康教育等 214
健康診断 196
健康診断（石綿則） 284
健康診断（除染電離則）
322
健康診断（電離則） 311
健康診断（特化則） 360
健康診断（鉛則） 382
健康診断（有機則） 403
健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針 207
健康診断結果の記録の作成
204
健康診断結果報告（石綿則）
286
健康診断結果報告（特化則）
361
健康診断結果報告（有機則）
405
健康診断実施後の措置
207
健康診断の結果についての医師からの意見聴取（石綿則） 285

健康診断の結果についての医師等（または歯科医師）からの意見聴取 206
健康診断の結果の記録
205
健康診断の結果の記録（石綿則） 285
健康診断の結果の通知
207
健康診断の結果の通知（石綿則） 286
健康診断の結果の通知（有機則） 405
健康診断の指示 204
健康診断の実施（石綿則）
284
健康診断を行うべき有害な業務 198
健康の保持増進のための指針の公表等 215
健康の保持増進のための措置
136
研修の指示（作業環境測定法）
475
原子炉施設における作業規程
306
建設業等における爆発・火災時の救護措置に際して講ずべき措置 104
建設業に係る計画の届出
226
建設物等に係る健康等を保持するための措置 103
検知管方式 157、172、444
建築物の解体等の作業等の条件（石綿則） 275
建築物の室についての測定
152

【こ】
高圧室内業務 408
合格証および講習修了証
456
合格の取消し等 456
高気圧作業安全衛生規則
408

講習 455
厚生労働大臣が定める標章 121
厚生労働大臣等の権限（作業環境測定法） 474
厚生労働大臣の定める基準（作業環境測定法） 462
高度プロフェッショナル制度 209
坑内の気温 245
坑内の作業場における測定 151
坑内の炭酸ガス濃度の基準 237
坑内の通気設備 244
コークス炉に係る措置 352
呼吸用保護具等 242
呼吸用保護具等（鉛則） 383
呼吸用保護具等の使用（石綿則） 276
呼吸用保護具の使用（粉じん則） 264
呼吸用保護具・保護具の数等（石綿則） 286
個人ばく露測定 126
個人ばく露測定講習 347, 360, 381, 402
個人サンプリング法 148, 169, 170, 183, 445
固体捕集方法 141
コバルト等に係る措置 352
コントロール・バンディング 126
コンベヤー 374

【さ】

再圧室 109
採光および照明 244
作業衣（鉛則） 384
作業が定常的に行われている時間 145
作業環境管理 197

作業環境管理専門家 262, 346, 381, 402
作業環境測定 70, 136, 442
作業環境測定（電離則） 310
作業環境測定（粉じん則） 261
作業環境測定機関 460
作業環境測定基準 27, 32, 141
作業環境測定基準別表第1 161
作業環境測定基準別表第2 175
作業環境測定士 443, 448
作業環境測定士試験 448
作業環境測定士の資格 448
作業環境測定士名簿 450
作業環境測定等（酸欠則） 414
作業環境測定の結果の評価等 183
作業環境測定の実施 444
作業環境測定法 58, 439
作業環境測定を行うべき作業場 137, 238
作業環境測定を行うべき作業場と測定の種類等 30, 138
作業環境評価基準 27, 35, 184
作業環境評価基準別表 186
作業管理 197
作業規程（特化則） 340
作業計画（石綿則） 270
作業計画（除染電離則） 320
作業計画による作業の記録 283
作業行動による労働災害の防止 103
作業時間の制限 196
作業室（高圧則） 410

作業主任者 86
作業主任者（酸欠則） 415
作業場の種類 447
作業転換のための教育訓練（じん肺法） 497
作業に係る設備等（石綿則） 276
作業の管理 196
作業の記録（石綿則） 282
作業の指揮者（除染電離則） 320
作業の転換（じん肺法） 495
作業の届出（石綿則） 272
作業の届出（除染電離則） 321
作業方法、場所の危険防止 103
産業医（等） 79
残さい物処理（特化則） 339
三酸化二アンチモン等に係る措置 353
酸素及び硫化水素の濃度の測定 171
酸素欠乏 411
酸素欠乏危険作業 411
酸素欠乏危険作業主任者技能講習 417
酸素欠乏危険場所 93
酸素欠乏症 411
酸素欠乏症等 411
酸素欠乏症等防止規則 411
酸素欠乏等 411
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 417
サンプリング 70, 445

【し】

四アルキル鉛 385
四アルキル鉛中毒予防規則 385
四アルキル鉛等 385
四アルキル鉛等業務 93, 387

歯科医師による健康診断 204	染された土壌等を除染す るための業務等に係る放 射線障害防止の基本原則 314	省令委任 104
事業者 69, 442	自主的活動の促進のための指 針 106	職長等の教育を行うべき業種 135
事業者（除染電離則） 317	施設等における線量の限度 296	食堂および炊事場 247
事業者（じん肺法） 482	事前調査及び分析調査（石綿 則） 269	除じん（石綿則） 278
事業者が講ずべき快適な職場 環境の形成のための措置 に関する指針 216	事前調査等（除染電離則） 320	除じん（特化則） 338
事業者等の責務 70	湿式型の衝撃式削岩機の給水 259	除じん装置（鉛則） 376
事業者によるエックス線写真 等の提出（じん肺法） 492	湿潤な状態に保つための設備 による湿潤化 259	除じん装置の設置（粉じん則） 257
事業者の行うべき調査等 106	疾病の報告 227	除じん装置の要件等 259
事業者の講ずる措置 215	指定緊急作業従事者等に係る 記録等の提出 312	女性労働基準規則 192
事業者の責務（石綿則） 266	指定作業場 140, 439, 442	除染電離則→東日本震災に より生じた放射性物質に より汚染された土壌等を 除染するための業務等に 係る電離放射線障害防止 規則 314
事業者の責務（特化則） 334	指定試験機関 458	除染電離則電離放射線健康診 断個人票 322
事業者の責務（粉じん則） 249	指定試験機関の指定 217	除染等業務 317
事業場における労働者の健康 保持増進のための指針 215	指定登録機関 451, 460	除染等業務従事者 317
事業場の安全又は衛生に関す る改善措置等 218	自発的健康診断 205	除染等業務従事者の被ばく限 度 319
事業廃止の際の報告（石綿則） 289	自発的健康診断の結果の提出 205	除染等業務における電離放射 線障害の防止 319
試験 454	事務室の環境管理（事務所則） 418	除染等業務に係る特別の教育 322
事故等の報告（酸欠則） 417	事務所衛生基準規則 56, 418	除染等業務の実施に関する措 置 320
仕事の範囲 225	就業禁止（鉛則） 383	除染等作業 318
事故に関する測定および記録 （電離則） 308	就業時健康診断（じん肺法） 488	除染特別地域等 317
事故の場合の退避等（有機則） 401	就業制限 135	書類の保存（作業環境測定法） 475
事故由来廃棄物等の処分の業 務に係る作業における作 業規程 306	受験資格 455	書類の保存等 228
事故由来廃棄物等の処分の業 務に係る作業の届出 307	受動喫煙の防止 214	試料採取方法 161, 175
事故由来放射性物質 317	焼結鉍等 364	人員の点検等（酸欠則） 415
事故由来放射性物質に係る汚 染の防止 304	使用された器具等の付着物の 除去（石綿則） 281	新規化学物質 128
事故由来放射性物質により汚	照射筒等 299	診察および処置（酸欠則） 416
	照度 244	診察等（除染電離則） 321
	譲渡 109, 115	診察等（電離則） 307
	譲渡等の制限等 109	心身の状態に関する情報の取 扱いおよび健康診断に関 する秘密の保持 228
	照明 244	じん肺 482
	少量取扱の適用除外（有機則） 393	

じん肺管理区分 487
じん肺管理区分の決定手続等
492
じん肺健康診断 484
じん肺法 63, 481
心理的な負担の程度を把握す
るための検査等（ストレ
スチェック） 210

【す】

随時申請（じん肺法） 493
随時診断（鉛則） 383

【せ】

清潔 246
清潔（事務所則） 424
清潔の保持等（鉛則） 379
製剤その他のもの 122
清掃（粉じん則） 261
製造業等の元方事業者による
作業間の連絡および調整
を行うことに関する措置
108
製造等（石綿則） 287
製造許可等（特化則） 362
製造等が禁止される有害物等
114
製造等に係る措置（特化則）
336
製造等の禁止 114
製造等の禁止の解除手続（石
綿則） 287
製造の許可 115
製造の許可等（特化則）
362
製造の許可を受けるべき有害
物 116
政府の援助等（じん肺法）
497
設備（鉛則） 368
設備（有機則） 394
設備等の基準（粉じん則）
254
設備等の適用除外（粉じん則）
256
設備の改造等の作業（特化則）

340
設備の性能等（石綿則）
277
設備の性能等（粉じん則）
258
施釉に係る設備 373
潜水器 109
潜水業務 408
全体換気装置の性能（鉛則、
有機則） 377, 398
専用の保護具等 243
線量当量率等の測定 153
線量当量率等の測定等
310
線量の限度および測定
319
線量の測定 297, 319
線量の測定結果の確認、記録
等 298, 319

【そ】

騒音障害防止用の保護具
242
騒音の測定 149
騒音の伝ばの防止 237
騒音を発する場所の明示等
237
総括安全衛生管理者 72
送気マスクの使用（有機則）
406
送気マスクまたは有機ガス用
防毒マスクの使用（有機
則） 406
相対濃度指示方法による測定
において使用する質量濃
度変換係数及び妨害物質
がある場合における検知
管方式による測定の具体
的方法について 179
装置等（四アルキル鉛則）
387
測定（石綿則） 283
測定（鉛則） 380
測定（粉じん則） 261
測定（有機則） 401
測定およびその記録（石綿則）

283
測定およびその記録（特化則）
344
測定器具（酸欠則） 414
測定器の備付け（電離則）
312
測定結果の評価 184
測定結果の評価（石綿則）
283
測定結果の評価（特化則）
344
測定結果の評価（鉛則）
380
測定結果の評価（粉じん則）
262
測定結果の評価（有機則）
401
その他の施設（電離則）
304

【た】

体育活動等についての便宜供
与等 215
第1管理区分 185, 190
第1評価値 185, 193
第一類物質 325
第一類物質の取り扱いに係る
設備 336
第1種酸素欠乏危険作業
411
第1種有機溶剤等 388
第1種有機溶剤等または第2
種有機溶剤等に係る設備
394
ダイオキシン類 240
第57条第1項の政令で定め
る物及び通知対象物につ
いて事業者が行うべき調
査等 125
第3管理区分 185, 190,
192
第3管理区分に区分された場
所の措置（特化則）
346
第3管理区分に区分された場
所の措置（鉛則） 380

第3管理区分に区分された場所の措置(粉じん則) 262
第3管理区分に区分された場所の措置(有機則) 401
第3種有機溶剤等 391
第3種有機溶剤等に係る設備 394
第三類物質 329
第三類物質等 339
退出者の汚染検査・持出し物品の汚染検査(除染電離則) 321
代替設備の設置に伴う設備の特例 396
第2管理区分 185, 190
第2管理区分に区分された場所の措置(石綿則) 284
第2管理区分に区分された場所の措置(特化則) 347
第2管理区分に区分された場所の措置(鉛則) 382
第2管理区分に区分された場所の措置(粉じん則) 263
第2管理区分に区分された場所の措置(有機則) 403
第2種有機溶剤等 390
第2種酸素欠乏危険作業 411
第2評価値 185, 193
第二類物質 325
第二類物質の製造等に係る設備 336
退避(酸欠則) 416
退避等(電離則) 307
退避等・立入禁止措置・容器等・救護組織等(特化則) 342
貸与 109
立入禁止 238

立入禁止(電離則) 301
立入禁止措置(石綿則) 277
他の屋内作業場から隔離されている屋内作業場における設備の特例 396
単位作業場所が著しく狭い場合 146
タンク 385
タンク内作業(有機則) 400
短時間有機溶剤業務を行う場合の設備の特例 395
【ち】
チェーンソー 109
中高年齢者等についての配慮 136
直接捕集方法 141
貯蔵および空の容器等の処理(鉛則) 378
貯蔵および空容器の処理(有機則) 407
【つ】
通知(じん肺法) 493
通知対象物 121, 129
【て】
定期外健康診断(じん肺法) 490
定期健康診断 201
定期健康診断(じん肺法) 489
定期自主検査 113
定期自主検査(石綿則) 279
定期自主検査(電離則) 302
定期自主検査(特化則) 343
定期自主検査(鉛則) 378
定期自主検査(有機則) 400
定期自主検査を行うべき機械等(石綿則) 279

定期に自主検査を行うべき機械等 113
提供 115
適用除外(鉛則) 367
適用除外(特化則) 329
適用の除外(有機則) 393
適用場所(有機則) 393
デザイン 70, 445
転換手当(じん肺法) 496
点検(石綿則) 280
点検(電離則) 302
点検(特化則) 343
転写紙の製造に係る設備 373
電線等の製造に係る設備 371
電動ファン付き呼吸用保護具 109, 112
電動ファン付き呼吸用保護具の規格 431
電離放射線 293, 317
電離放射線障害防止規則 46, 290
【と】
当該作業が行われる位置 147
透過写真撮影用ガンマ線照射装置による作業の届出 312
透過写真の撮影時の措置等 301
透視時の措置 299
銅製鍊等に係る設備 369
登録(作業環境測定士) 449
登録(労働安全・衛生コンサルタント) 221
登録講習機関 459
登録証 452
登録証の譲渡等の禁止 453
登録の消除 454
登録の手続き 451
登録の取消し等 453, 471
特殊健康診断 199

特殊な作業等の管理 (特化則)
350
特殊な作業における防止措置
(酸欠則) 417
特定化学設備 339
特定化学物質 89, 117,
329
特定化学物質 (製造の許可を
受けるべき有害物)
116
特定化学物質及び四アルキル
鉛等作業主任者技能講習
362
特定化学物質作業主任者の選
任および職務 343
特定化学物質障害予防規則
48, 324
特定化学物質の濃度の測定
156
特定業務従事者の健康診断
203
特定線量下業務 318
特定線量下業務従事者
317
特定線量下業務における電離
放射線障害の防止
322
特定線量下作業 318
特定第二類物質 328
特定の物質・業務に係る適用
除外 (特化則) 329
特定粉じん作業 252
特定粉じん作業以外の粉じん
作業に係る措置 255
特定粉じん発生源 253
特定粉じん発生源に係る措置
254
特定有機溶剤混合物に係る健
康診断 361
特定有機溶剤混合物に係る測
定等 347
特別安全衛生改善計画
218
特別管理物質 (特化則)
206, 349
特別教育の記録の保存

135
特別教育を必要とする業務
133
特別な作業の管理 (電離則)
305
特別の教育 (石綿則) 281
特別の教育 (酸欠則) 416
特別の教育 (除染電離則)
322
特別の教育 (電離則) 309
特別の教育 (粉じん則)
260
特別有機溶剤 328
特別有機溶剤業務 329
特別有機溶剤等 328
特別有機溶剤等に係る措置
351
特例緊急被ばく限度 297
取扱い上の規制 (電離則)
303
【な】
内燃機関の使用禁止 236
鉛化合物 366
鉛化合物の製造に係る設備
371
鉛業務 91, 366
鉛健康診断結果報告 (鉛則)
383
鉛合金 366
鉛合金の製造等に係る設備
371
鉛作業主任者 377
鉛作業主任者技能講習
384
鉛製錬等に係る設備 368
鉛装置の破碎等に係る設備
373
鉛蓄電池の製造等に係る設備
370
鉛中毒予防規則 51, 364
鉛等 364
鉛の濃度の測定 170
鉛ライニングに係る設備
372
鉛ライニングを施した物の溶

接等に係る設備 372

【に】

ニトログリコールに係る措置
355
日本作業環境測定協会
472

【の】

濃度基準値 234

【は】

排水処理 (特化則) 338
排水の処理 237
排ガス処理 (特化則) 338
排気口 397
排気の処理 236
廃棄物収集等業務を行う際の
容器の使用等 (除染電離
則) 321
廃棄物の焼却施設に係る作業
240
排風機等 397
ばく露の低減措置 234
発散源に近接する場所におけ
る作業 147
罰則 229, 477, 497
発破終了後の措置 (粉じん則)
261
場の測定 126
はんだ付けに係る設備
373

【ひ】

東日本大震災により生じた放
射性物質により汚染され
た土壤等を除染するため
の業務等に係る電離放射
線障害防止規則 314
避難用具等 416
皮膚障害防止用の保護具
242
皮膚等障害化学物質 242
秘密保持義務等 469
評価値の計算 193

評価の結果に基づく措置（石綿則） 284
病原体の処理 237
標識の掲示（電離則） 300
表示する者の氏名等 120
表示等 117, 238
患者の就業禁止 213

【ふ】

フィットテスト 263,
346, 360, 381, 402
吹き付けられた石綿等および
石綿含有保温材等の除去
等に係る措置 272
ふく射熱からの保護 245
プッシュプル型換気装置の性
能等（鉛則、有機則）
377, 398
文書の交付 120
文書の交付等 121
粉じん作業（粉じん則）
249
粉じん作業（じん肺法）
482
粉じん作業に係る措置
255
粉じん障害防止規則 41,
249
粉じんにさらされる程度を低
減させるための措置（じん肺法） 495
粉じんの相対沈降径 146
粉じんの発散を抑制するため
の措置（除染電離則）
321
粉じんの飛散の防止 237
粉じんの濃度等の測定
143
分析 70
分析方法 161, 175
分粒装置を用いる 146

【へ】

変異原性試験 130
ベンゼン等に係る措置
356

【ほ】

報告（石綿則） 289
報告（特化則） 363
報告等 227
報告等（作業環境測定法）
474
放射性物質 294
放射性物質取扱作業室
303
放射性物質取扱作業室の汚染
検査等 303
放射性物質の濃度の測定
154, 310
放射線業務 88, 294
放射線業務従事者の被ばく限
度 296
放射線源の収納 302
放射線源の点検等 303
放射線源の取出し等 301
放射線装置室 300
防じんマスク 109, 112
防じんマスクの規格 426
法第 88 条第 1 項ただし書の
厚生労働省令で定める措
置 224
防毒マスク 109, 112
防毒マスクの規格 428
法令等の周知 228
保温材、耐火被覆材等の除去
等に係る措置 274
保健指導等 208
保護具（石綿則） 286
保護具（除染電離則） 321
保護具（特化則） 361
保護具（粉じん則） 264
保護具（有機則） 406
保護具（等） 241
保護具着用管理責任者
236
保護具等（電離則） 304
保護具等（鉛則） 383
保護具等の管理（石綿則）
286
保護具等の点検（酸欠則）
415

保護具の汚染除去（除染電離
則） 321
保護具の数等（安衛則、有機
則） 243, 407
保護具の使用等（酸欠則）
415
補修等（石綿則） 281
補修等（電離則） 302
ほろ等の処理（特化則）
339

【ま】

満 15 歳以下の者の健康診断
の特例 202

【め】

名称等の通知 124
名称等の表示 120
名称等を通知すべき危険物及
び有害物 122
名称等を表示すべき危険物及
び有害物 118
名称の使用制限 456, 473
免許 216
免許試験 217
免許の取消し等 216
面接指導等 208
メンタルヘルス 211

【も】

最も高くなると思われる時間
147

【や】

焼入れに係る設備 374
雇入れ時等の教育 132
雇入時の健康診断 201

【ゆ】

有害原因の除去 233
有害性の調査の指示 130
有害な作業環境 233
有害物等による健康障害の防
止 103
有害物の分布等 145
有機溶剤 95, 388

有機溶剤業務 391
有機溶剤作業主任者技能講習
407
有機溶剤作業主任者の選任お
よび職務 399
有機溶剤中毒予防規則
53, 388
有機溶剤等 388
有機溶剤等の区分の表示
400
有機溶剤等の貯蔵 407
有機溶剤の貯蔵及び空容器の
処理 407
有機溶剤の濃度の測定
171
遊離けい酸の含有率の測定
145
床(特化則) 340
床上50センチメートル以上
150センチメートル以下
の位置に限る 145

【よ】

容器(電離則) 304
要求性能墜落制止用器具等
(酸欠則) 415
用後処理(特化則) 338

【り】

離職時健康診断(じん肺法)
491
リスクアセスメント 107,
126, 129, 224
リスクアセスメントおよびラ
ベル表示・SDS交付対象
物質 520
リスクアセスメントの結果等
の記録及び保存並びに周
知 127
リスクアセスメントの実施時

期等 126
リフラクトリーセラミック
ファイバー等に係る措置
359
硫化水素中毒 411
硫酸ジエチル等に係る措置
357
療養(じん肺法) 497
臨時に有機溶剤業務を行う場
合の適用除外等 395

【れ】

冷却凝縮捕集方法 141
連絡(酸欠則) 415

【ろ】

漏えいの防止(特化則)
339
労働安全衛生規則 38,
233
労働安全衛生法 15, 67
労働安全衛生法第57条第1
項第二号の規定に基づき
厚生労働大臣が定める標
章 121
労働安全衛生マネジメントシ
ステム(OSHMS: Occu-
pational Safety and
Health Management Sys-
tem) 107, 225, 501
労働安全コンサルタントおよ
び労働衛生コンサルタン
トの業務 220
労働安全コンサルタント試験
220
労働衛生コンサルタント試験
221
労働衛生の三管理 197
労働基準監督官 473
労働基準監督官等による立入

指導等 227
労働基準監督署長 473
労働基準監督署長の許可に係
る設備の特例(特化則,
鉛則, 有機則) 337,
375, 396
労働災害 69
労働災害防止のための業務に
従事する者に対する能力
向上教育に関する指針
102
労働災害防止計画 71
労働時間延長の制限 76
労働者 69
労働者(じん肺法) 482
労働者が石綿等にばく露する
おそれがある建築物等に
おける業務に係る措置
275
労働者の危険又は健康障害を
防止するための措置
102
労働者の希望する医師等によ
る健康診断の証明
204
労働者の協力 71
労働者の心の健康保持増進の
ための指針 215
労働者の就業に当たっての措
置 131
労働者の遵守事項 104
労働者の使用義務 243
労働者の保護具等の使用業務
(鉛則) 384
ろ過集じん方式の集じん装置
375
ろ過板 299
ろ過捕集方法 141